

息栖神社周辺地域振興拠点施設 「息栖にぎわいテラス かみす市場」 出品者募集ガイドライン

1. 目的

本募集ガイドラインは、市が設置する息栖神社周辺地域振興拠点施設「息栖にぎわいテラス」内の物販スペース「かみす市場」における出品者募集や販売に関する必要事項を定め、適正な運営に資することを目的とする。

2. 息栖神社周辺地域振興拠点施設「息栖にぎわいテラス」概要

所在地	茨城県神栖市息栖2509
施設内容	情報発信スペース、物販スペース、飲食スペース、カフェスペース
開館時間	午前9時～午後6時(季節やイベントにより、営業時間を変更する場合あり)
休館日	毎週火曜日
設置者	神栖市
指定管理者	株式会社坂東太郎(期間:令和7年度～令和11年度)

3. 出品要領

- (1) 息栖神社周辺地域振興拠点施設利用申請書等を提出し、出品者登録をするものとする。
- (2) 商品の陳列は、出品者が行うものとし、原則、午前8時～11時までの間とする。商品が不足した場合の陳列は、それ以外の時間も随時可能とする。出品の際は、出品者に配布する名札を必ず着用することとし、利用客の買物等の行動を妨げないよう十分注意すること。
- (3) 商品の陳列場所は、指定管理者が決定するものとする。
- (4) 商品の陳列方法について、特段の配慮が必要な場合は、指定管理者と協議するものとする。
- (5) 指定管理者が出品者から販売の委託を受ける委託販売方式もしくは買取販売方式とする。販売形態の設定は、原則、商品カテゴリごとに設定すること

とする（詳細は「4. 出品商品の区分および販売手数料」に記載）。

- (5) 出品商品の品質管理(賞味期限等)、品質表示等(法律で定める表示)については、出品者の責任とする。また、損害賠償に対応できるだけの製造物責任保険(PL 保険)に加入すること。
- (6) 取扱可能な食品の条件として、以下のすべてを満たすこと。
- ・国内製造、または輸入・検査済の食品であること
 - ・そうざい製造業許可、菓子製造業許可、食品衛生責任者資格など、適切な許可を保有すること
 - ・適正な衛生状態で保管・納品されていること
 - ・正しいラベル表示がされていること

【ラベル表示項目（例：加工食品）】

- ・名称
- ・原材料名（例：小麦粉、砂糖、卵、バター など）
- ・アレルギー表示（例：小麦・卵・乳成分を含む）
- ・内容量（例：〇〇g、〇〇個）
- ・賞味期限または消費期限
- ・保存方法（例：直射日光・高温多湿を避けて保存）
- ・製造者氏名・住所
- ・栄養成分表示（エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、食塩相当量）

※表示項目は商品によって異なるため、各出品者で確認をすること。

- (7) 納品の際は、買取りの場合のみ納品書を提出すること。
- (8) 指定管理者から、必要な書類を求められた場合は、指示に従い提出すること。
- (9) 指定管理者において、商品の取り扱いが困難であると考えられる商品については、出品ができない場合がある。

4. 出品商品の区分および販売手数料

(1) 商品の区分

商品カテゴリごとに、原則として下表の通り販売形態を設定する。

※出品者と協議の上、変更する場合もある。

商品カテゴリ	販売形態
米・乾物	委託
青果	委託

精肉・鮮魚（冷蔵）	委託
精肉・鮮魚（冷凍）	委託・買取
惣菜（消費期限当日～2日）	委託
焼き菓子（賞味30日以上）	委託
ギフト食品セット（常温）	委託・買取
ジャム・蜂蜜・瓶詰加工品	委託・買取
アクセサリー・雑貨・工芸品	委託

（2）委託販売手数料については、下表のとおりとする。

商品カテゴリ	手数料（販売価格を元に算出する。）
青果・精肉・鮮魚（冷凍除く）	10%
その他	15%

（3）買取商品の掛け率については、別途協議の上、決定する。

（4）販売手数料については、1円未満の端数は切捨てとする。

（5）委託販売の場合、ラベル発行料が諸経費として発生する。

5. 販売価格の設定および支払い

（1）販売価格は、出品者が自由に設定できるものとする。

（2）販売価格が、市場価格と比較して著しく均衡を欠く場合には、出品者に対して価格の是正を求めることがある。

（3）支払いについては、月末締め、翌月20日払い（当該日が銀行休業日の場合は、翌営業日）とし、委託販売手数料及び諸経費を控除した精算額を指定口座へ振り込む。

6. 出品商品の搬出入、売れ残り品の取り扱い

（1）出品商品の搬入の際は、施設内設置のラベル発行機にてバーコードラベルを発行し、全品に添付のうえ、あらかじめ指定した場所に置くこと。

（2）出荷する商品は、バーコードラベルが貼れるように、1個ずつ包装する。出荷資材にかかる費用は出荷登録者の負担とする。包装ができない商品は、直接商品にバーコードラベルを貼らず、剥がれ防止のためにテープで巻く等

した上で、バーコードラベルを貼り付ける。

- (3) 賞味期限、消費期限が切れた食材および傷み、劣化、腐敗、安全性の欠如が見られると判断した商品に関しては、出品者の責任で回収する。
- (4) 加工品及び工芸品等で、売り上げ実績が著しく低いと認められた場合には、売り場面積の公平な確保という点から、出荷を控えていただくことがある。

7. その他注意事項

- (1) 運営者判断により、品質劣化・安全性の懸念などで販売できない商品は撤去する場合がある。
- (2) 指定管理者が販売委託された商品の管理に十分注意しても、万引きや自然災害など指定管理者の責に帰することのできない理由で発生した損害については、出荷者はその賠償を請求することはできないものとする。
- (3) 出品商品について、瑕疵が認められ購入者が不利益を被った場合、出品者は、購入者が被った損害に対し、責任を負うものとする。
- (4) 出品商品の瑕疵に関して、クレームや事故が発生した場合、指定管理者は当該事業者と協議し速やかに対応するものとする。その際に発生した費用(前号の損害等を含む)については、出品者が直接負担するか、または指定管理者が出品者にその負担を求めることができる。
- (5) 施設において開催されるイベント等及びそのほか運営における調整については、積極的に参加すること。
- (6) 本ガイドラインにおける内容に変更が生じた際や、連絡事項が発生した場合、文書により通知するものとする。

8. 申込み方法

(1) 申込受付期間

申し込みは、随時受付とする。

(2) 申し込み方法

出品を希望する方は、以下の書類を8.(3)申込み及び問い合わせ先宛てに郵送またはFAXにより提出する。

- ① 息栖神社周辺地域振興拠点施設利用申請書
- ② 息栖神社周辺地域振興拠点施設「息栖にぎわいテラス」
物販スペース商品等出品者登録申込書
- ③ 息栖神社周辺地域振興拠点施設「息栖にぎわいテラス」
物販スペース商品等出品明細書

④インボイス制度対応状況通知書

※提出いただいた書類は返却しません。

(3) 申込み及び問合わせ先

息栖にぎわいテラス かみす市場

住所：〒314-0133 茨城県神栖市息栖 2509

電話：0299-94-6631

FAX：0299-94-6632